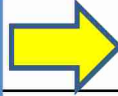


# 城ヶ島風致地区 (変更概要図)

「風致地区の見直しの方向性(H26.3)」

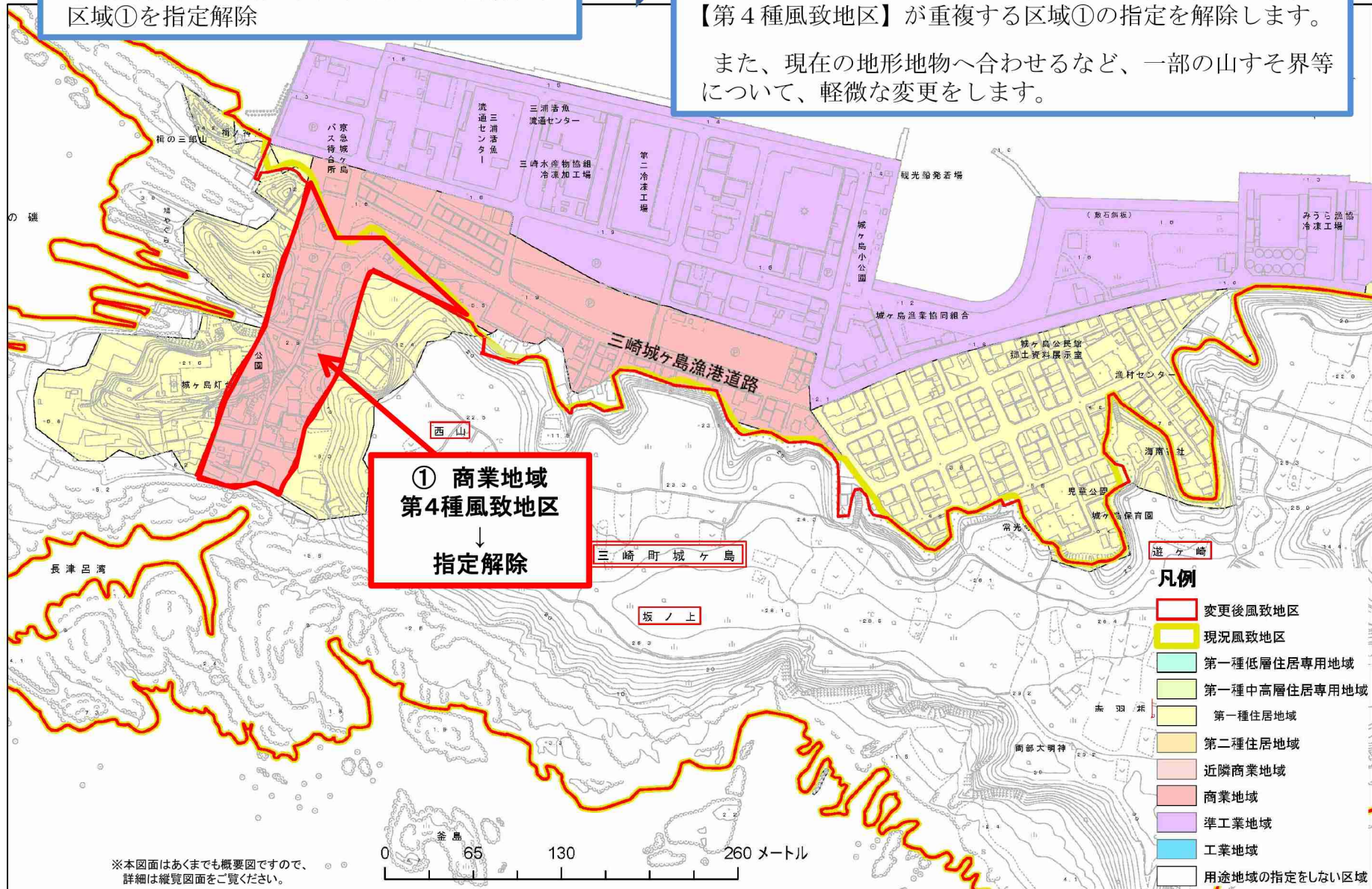
「商業地域」と【第4種風致地区】が重複する区域①を指定解除



「都市計画変更 (H27.7)」

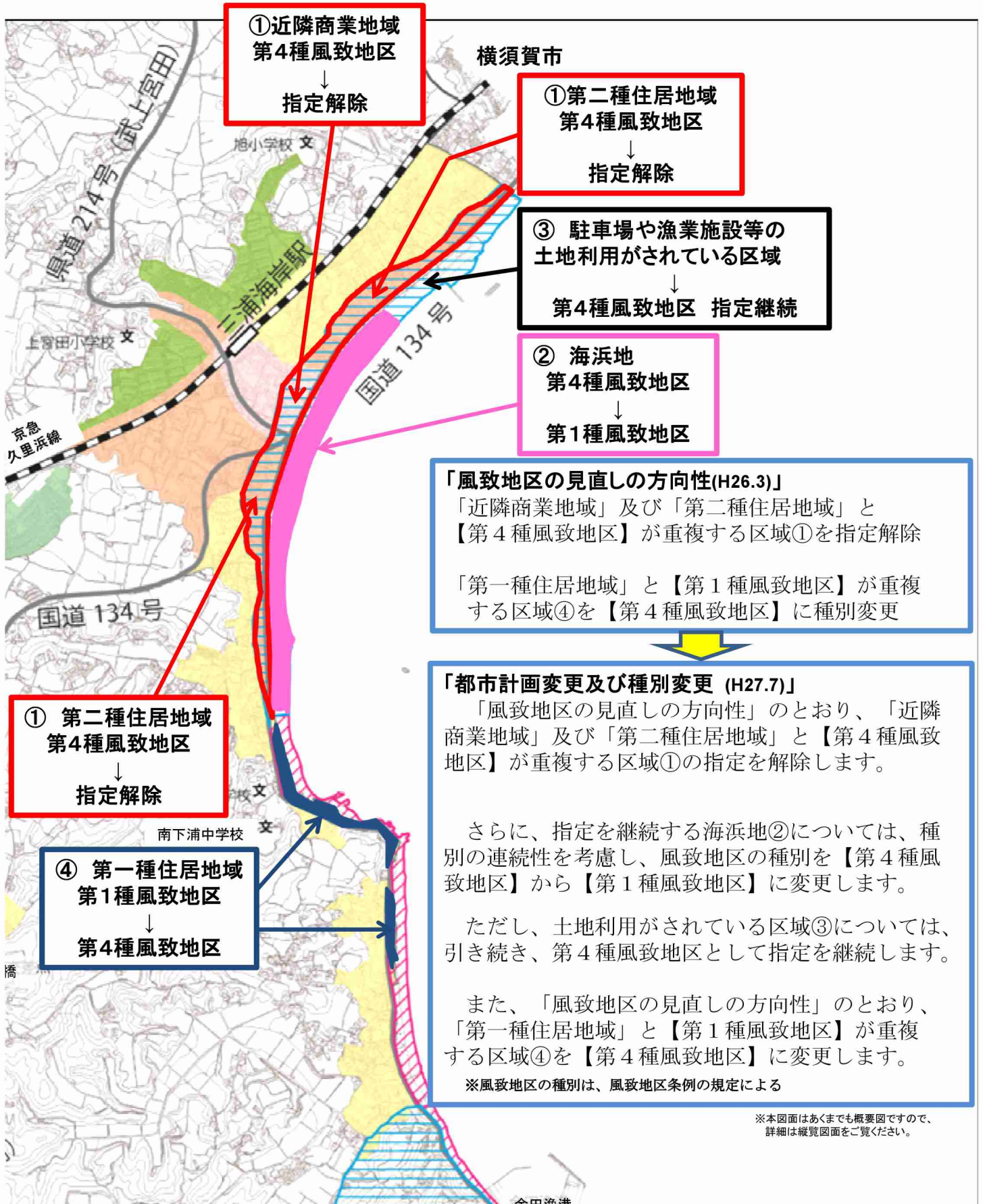
「風致地区の見直しの方向性」のとおり、「商業地域」と【第4種風致地区】が重複する区域①の指定を解除します。

また、現在の地形地物へ合わせるなど、一部の山すそ界等について、軽微な変更をします。



※本図面はあくまでも概要図ですので、詳細は縦覧図面をご覧ください。

# 下浦海岸風致地区（変更概要図）

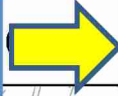


※本図面はあくまでも概要図ですので、詳細は縦覧図面をご覧ください。

# 松輪・毘沙門風致地区 (変更概要図)

「風致地区の見直しの方向性(H26.3)」

「工業地域」と【第4種風致地区】が重複する区域①を指定解除



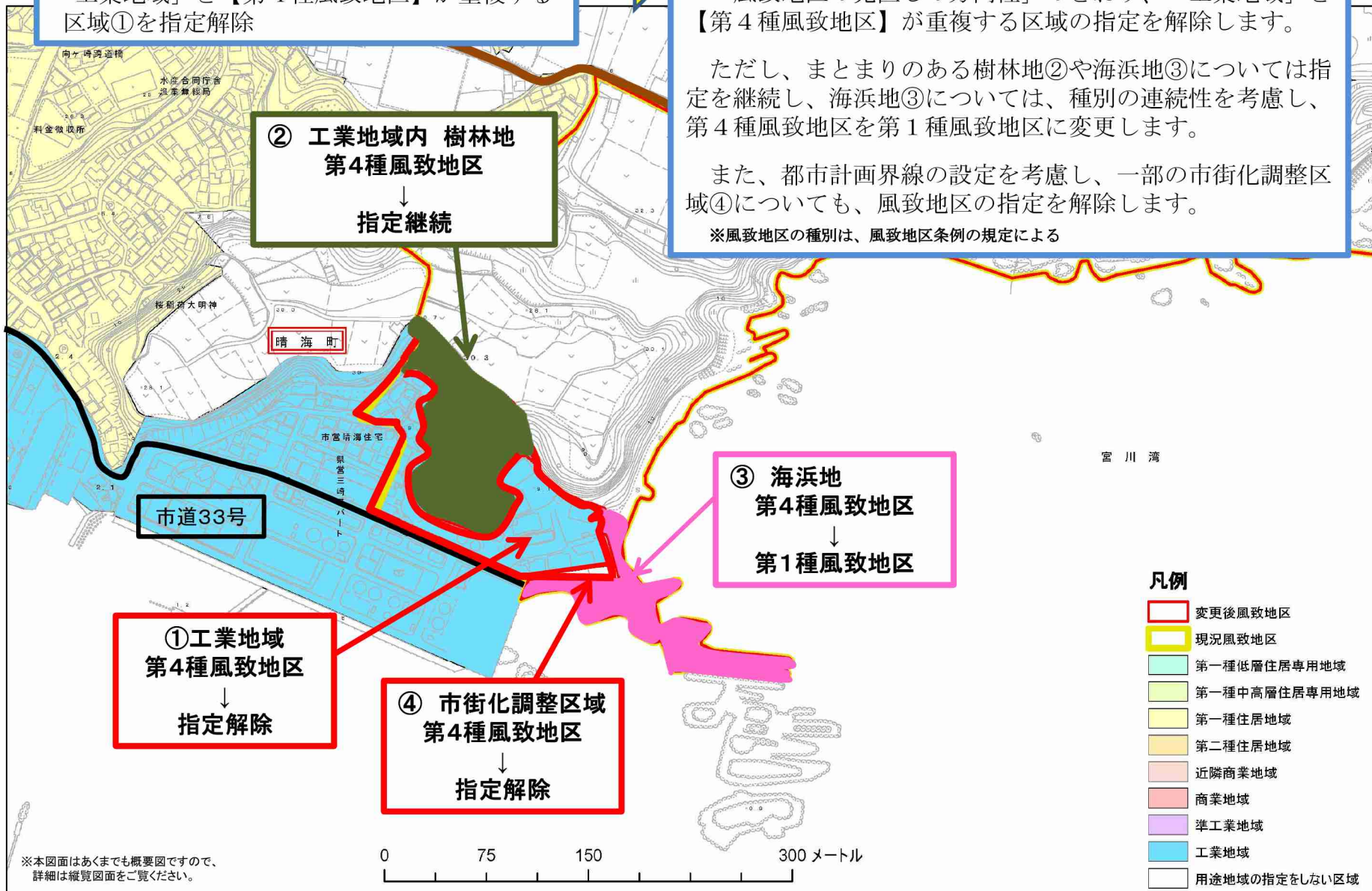
「都市計画変更及び種別変更 (H27.7)」

「風致地区の見直しの方向性」のとおり、「工業地域」と【第4種風致地区】が重複する区域の指定を解除します。

ただし、まとまりのある樹林地②や海浜地③については指定を継続し、海浜地③については、種別の連続性を考慮し、第4種風致地区を第1種風致地区に変更します。

また、都市計画界線の設定を考慮し、一部の市街化調整区域④についても、風致地区の指定を解除します。

※風致地区の種別は、風致地区条例の規定による

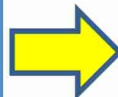


※本図面はあくまでも概要図ですので、詳細は縦覧図面をご覧ください。

# 黒崎風致地区（変更概要図）

## 「風致地区の見直しの方向性(H26.3)」

「第二種住居地域」と【第4種風致地区】が重複する区域①を指定解除



## 「都市計画変更 (H27.7)」

「風致地区の見直しの方向性」のとおり、「第二種住居地域」と【第4種風致地区】が重複する区域の指定を解除します。

ただし、まとまりのある樹林地②については、指定を継続します。また、都市計画界線の設定を考慮し、一部の市街化調整区域③についても、風致地区の指定を解除します。

この指定解除に伴い、区域を二つに分割することから北側を和田風致地区に南側を黒崎風致地区に名称を改めます。

計画概要図

